

narashino

習志野市 男女共同参画推進条例

男性も女性も、個性を生かしつつ、あらゆる分野に参画できる社会を目指して…



平成16年7月1日施行
習志野市

narashino

なぜ条例が必要なのでしょう？

私たちは、男性と女性の人権が尊重され、性別によって差別されない平等な社会づくりを目指しています。

習志野市では、これまで市民の皆様とともに、男女共同参画の推進についてさまざまな取り組みをしてまいりました。

この取り組みにより本市の男女共同参画は、前進してきてはおりますが、一層の取り組みと努力が必要であります。

文教住宅都市憲章を標榜する本市が、更に豊かで活力ある都市（まち）として着実に発展を遂げていくためには、男性も女性も個性を生かしつつ、あらゆる分野に対等な構成員として参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、条例を制定しました。



この条例の内容をみてみましょう

男女共同参画の5つの基本理念にのっとり、市・市民・事業者・教育関係者がそれぞれの役割に主体的に取り組むことを決めました。

市は、すでに策定してあります男女共同参画プラン(*)を6つの推進施策に基づき、計画的・総合的に推進していきます。また、みなさんの模範となるよう男女共同参画の推進に率先して取り組みます。

また、男女共同参画プランの推進をよりオープンなものとしていくために、推進施策に関する苦情・相談の申出と男女共同参画審議会による推進状況に関する評価を明記しました。

また、男女共同参画を推進する上でしてはいけないことも合わせて明記しています。



* 習志野市男女共同参画プラン
(習志野市男女共同参画推進条例第10条に基づき基本計画で、H13年度～19年度が計画期間となっています。)

5つの基本理念があります

男女共同参画を進める上での5つの基本的な考え方を定めています。（第3条）

I 人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

II あらゆる分野への活動の選択

男女が、性別による固定的な役割分担に影響されことなく、あらゆる分野における活動を自己の意思により、選択できること。

III 政策、方針の立案・決定への参画

男女が、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

IV 家庭生活と社会生活の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域その他の社会生活における活動を両立することができること。

V 生涯にわたる心身の健康維持

男女が、互いの性への理解を深めることにより、健康について互いの意思を尊重し合い、その生涯にわたる心身の健康が維持されること。

市・市民・事業者・教育関係者の責務及び協働により取り組みます

市・市民・事業者・教育関係者それぞれの役割を定めています。（第4条～第7条）

市民

- 男女共同参画についての理解を深め、その推進に自ら努めます。
- 家庭生活や地域の活動で子どもたちとかわる時は、基本理念に配慮します。

事業者

- 男女共同参画の推進に積極的に努め、市が実施する施策に協力します。
- 仕事と家庭生活や地域活動等の両立ができるよう努めます。

協働

市

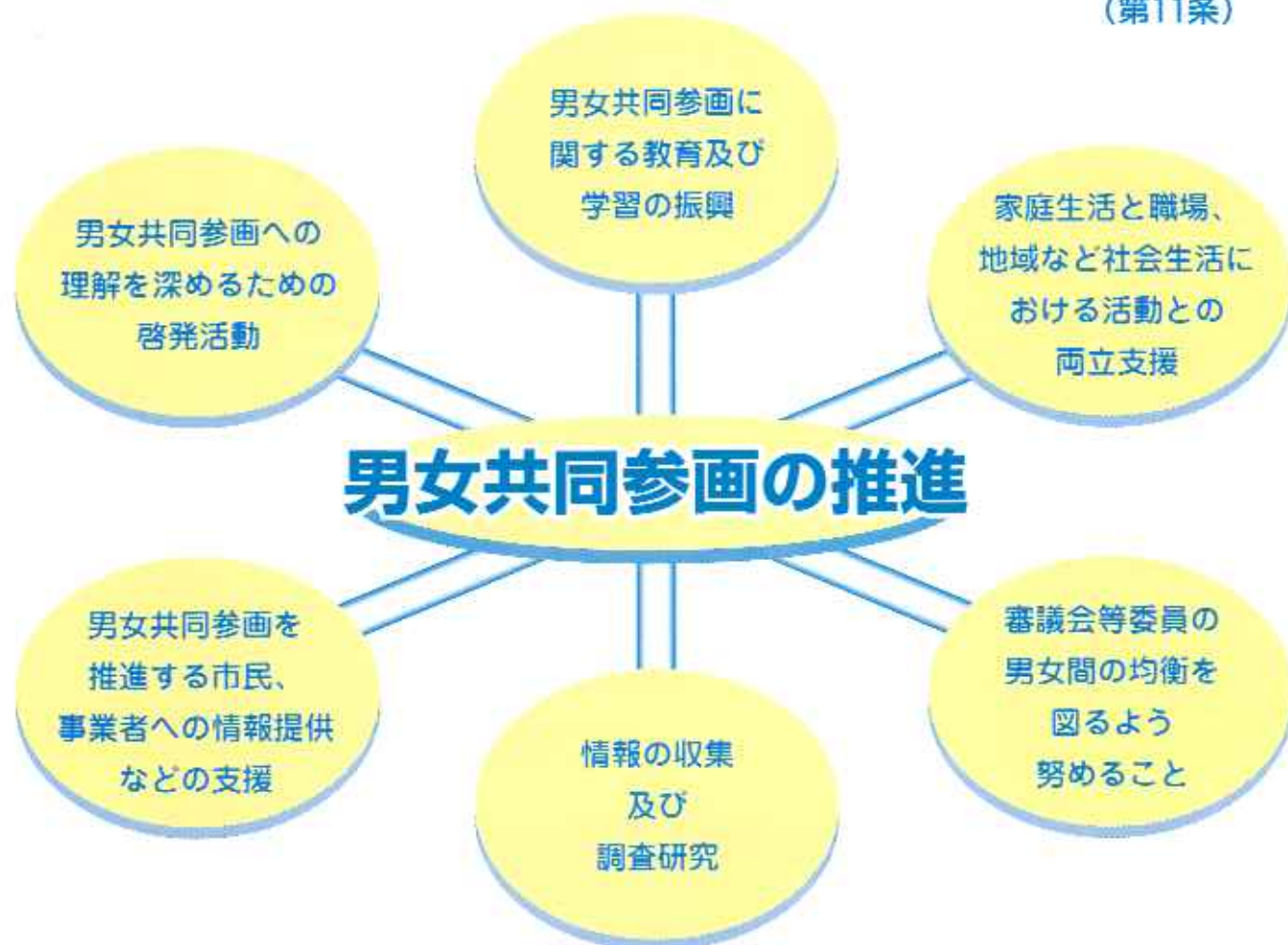
- 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的・計画的に推進します。
- みなさまの模範となるよう自ら率先して男女共同参画の推進に取り組みます。

教育関係者

- それぞれの教育を行う過程において、基本理念に配慮します。

6つの施策を推進します

習志野市では、男女共同参画を推進するため、次のような施策を実施していきます。
(第11条)



男女共同参画審議会を設置します

習志野市の男女共同参画を推進するために市民の視点を反映することが重要です。そこで男女共同参画に関する識見を有する方や公募による市民で構成される審議会を設け、次のことについて、調査・審議してまいります。
(第15条)

- 1) 基本計画の策定に関すること
- 2) 苦情の処理に関すること
- 3) 基本計画の推進状況の評価に関すること
- 4) その他男女共同参画の推進に関する重要事項



してはいけないことを明記しました

- 男女共同参画を進める上で妨げとなる次のことは、してはいけないこととして明記しました。 (第8条)

家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場では：

だめ

性別による差別的な取扱い

セクシュアル・ハラスメント＊

配偶者に対する暴力的行為(DV) ＊＊



＊セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により他の者を不快にさせ、就業環境その他の生活環境を害すこと、又は性的な言動への対応によって不利益を与えることをいいます。

＊＊この条例では配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、またかつて配偶者であった者を含めています。

DV被害者には、一緒に被害にあう子どもを含めています。

- ポスターやチラシなど本人の意思にかかわらず、目に入るような公衆に表示される情報では、次のような表現はしないようにしましょう！

(第9条)

暴力を助長したり、連想させたりする表現

過度の性的な表現



苦情・相談の申出に対応します

- 男女共同参画推進に関する施策等について、市民・事業者は、市長に対し、苦情の申出ができます。申出により適切に対応します。 (第13条)

- 性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、配偶者に対する暴力的行為等の人権侵害についての申出に対し、関係機関と連携し、適切に対応します。

(第14条)

- 苦情・相談については男女共同参画センターまでお問い合わせください。

私たちの目指す社会は、男性と女性の人権が尊重され、性別によって差別されない平等な社会である。

習志野市は、男性も女性も個性を生かしつつ、あらゆる分野に対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会に向けて、市民とともにさまざまな取組をしてきた。長年の取組により男女共同参画は前進してきているものの、いまだ、性別による固定的な役割分担に基づいた考え方が、男女の活動の選択を制約する場合があるので、なお一層の努力が必要となっている。

一方、私たちを取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化、家族形態の多様化、地域社会の変化等、大きく変わってきている。

このような中で、習志野市文教住宅都市憲章をまちづくりの基本理念として掲げてきた習志野市が更に豊かで活力ある都市として着実に発展を遂げていくためには、男女共同参画社会を今後も定着させていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、その取組を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進を図り、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担に影響されることなく、あらゆる分野における活動を自己の意思により、選択できること。
- (3) 男女が、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域その他の社会生活における活動を両立することができること。
- (5) 男女が、互いの性への理解を深めることにより、健康について互いの意思を尊重し合い、その生涯にわたる心身の健康が維持されること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民及び事業者の模範となるよう自ら率先して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、市民及び事業者と協働するとともに、国、他の地方公共団体その他公共的団体と連携するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、家庭生活及び地域の活動において子どもたちとかわるときは、基本理念に配慮するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第7条 学校教育、職場教育その他の教育に携わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動への相手方の対応によって不利益を与えてはならない。

3 何人も、家庭、学校、地域、職場その他のあらゆる場において、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）又はかつて配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。）及びこれに付随して起こる予への同様な行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、暴力を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、習志野市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

4 市長は、策定し、又は変更した基本計画の推進状況を毎年公表するものとする。

(推進施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の施策を行うものとする。

(1) 市民及び事業者が男女共同参画への理解を深めるための啓発活動を行うこと。

(2) 市民及び事業者が男女共同参画への理解を深めるため、学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に努めること。

(3) 男女が相互に協力し、家庭生活における活動と職場、地域その他の社会生活における活動を両立することができるよう必要な支援に努めること。

(4) 男女共同参画を推進する市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援に努めること。

(5) 審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女間の均衡を図るため積極的改善措置を講ずるよう努めること。

(6) 情報の収集及び調査研究を行うこと。

(推進拠点の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策の推進並びに市民及び事業者が行う男女共同参画を推進する取組を支援するため、拠点となる施設を整備するものとする。

(苦情への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、適切な対応に努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出について、習志野市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談への対応)

第14条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民から相談があったときは、関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(男女共同参画審議会)

第15条 市長の附属機関として、習志野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 苦情の処理に関すること。

(3) 基本計画の推進状況の評価に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、委員12人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の4割未満にならないよう努めるものとする。

4 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

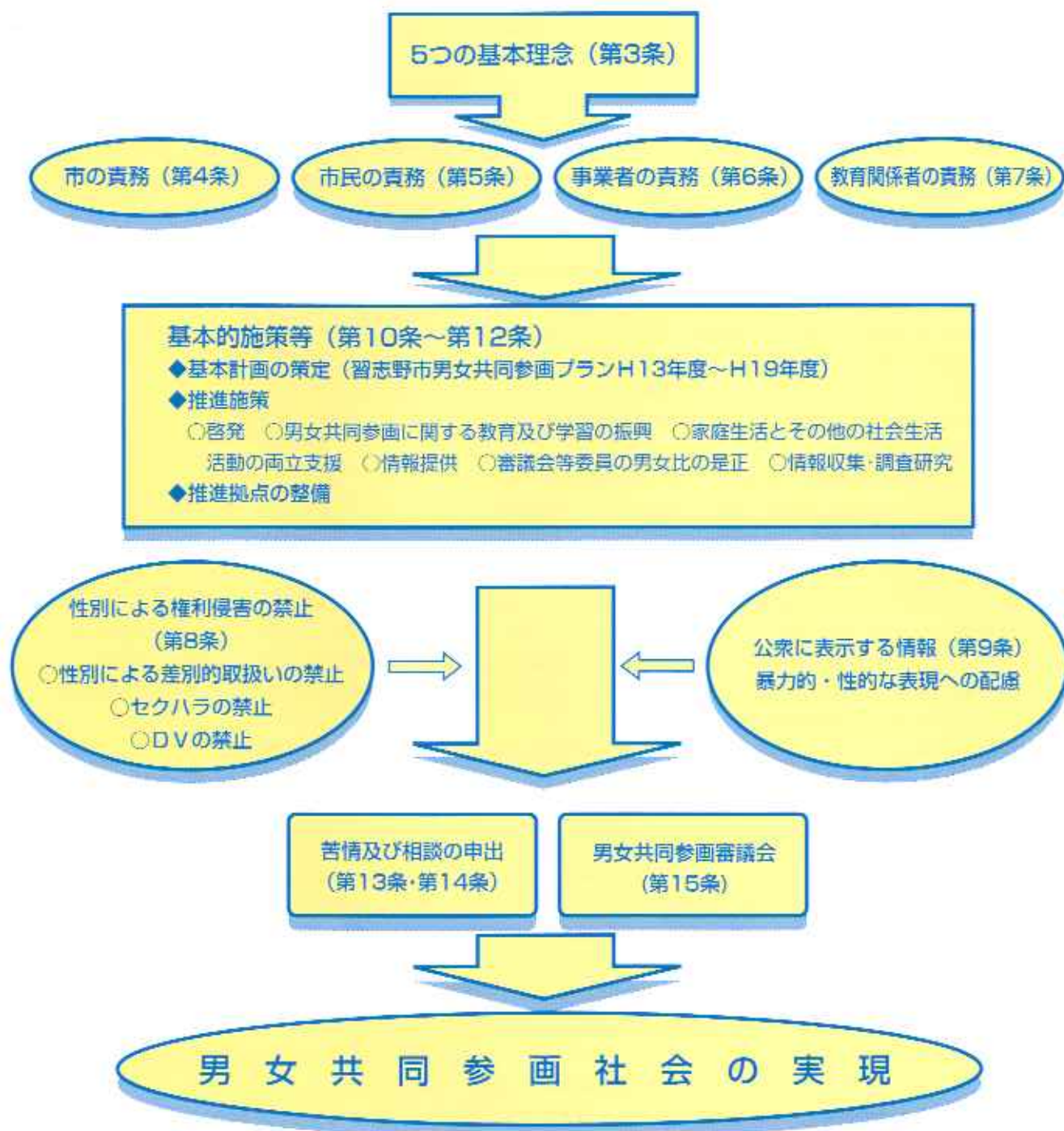
6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

習志野市男女共同参画推進条例の仕組み



習志野市男女共同参画センター

ご意見、ご感想をお寄せください。

〒275-0016

習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼5階

TEL：047（453）9307 FAX：047（453）9327

